

地方分権タウンミーティング in 三河

講演 第一部

演題：「三河の国の成り立ちと地域の結びつきについて」

講師：新行紀一氏（愛知教育大学名誉教授）

日時：平成17年10月21日（金）

場所：アイプラザ岡崎（岡崎勤労福祉会館）

《講演第一部》

演題：「三河の国の成り立ちと地域の結びつきについて」

講師：新行紀一氏（愛知教育大学名誉教授）

御紹介いただきました新行でございます。

道州制を見据えたような話は、私の経歴上、とてもできる立場ではございません。ただ、今御紹介がありました地方制度の検討の国の委員会の中で出ている話として、もし道州制になったとしたら今の県はどうなるんだろう。県はなくなるのかな。県はなくなるけれども、しかし県に準ずる道は東海道になるのか、中部道になるのか、どうなるのかわかりませんが、非常に広域の組織ができて、その下に市町村が直属するわけではない。とてもそれはできないから、もう少し地域単位のとめた事務所が要るんだろう。今は愛知県はたしか県内7か所でございますかね。県の事務所を各地に置いてやってるわけですけど、その事務所に当たるようなものが、道の事務所に当たるようなもの、道州の事務所に当たるようなものが、例えば3つくらい要るんじゃないか。それは名古屋と尾張と三河というのが一つのプランだみたいなことが語られたようでございます、一つの案といたしましてですね。

その3つの妥当性等につきましては、私なんぞが申し上げる立場じゃございませんが、そこで浮上しましたのがその道州制の下部単位と申しますか、そういう地方機関の単位として昔の国という単位が一つあるんじゃないかという議論が出されているようでございます。そんなこととの絡みで、その三河の国の成り立ちと地域の結びつきといったようなテーマ設定が出てきたわけでございますが、御存じのように、愛知県というのは三河の国と尾張の国が「領地的」には合体してできた県であります。ただし、この県ができるに当たりましては、資料の左下の図にございますように、いわゆる明治の廃藩置県から現在の47都道府県の成立に至る間にさまざまな曲折があって成立したわけでございます。愛知県というのがそう簡単にできたわけじゃない。それは国というものが、国というものの設定は古代の律令制におきまして、それぞれ地形的条件を最大限に重視した政治的まとめりとして、上から設定されたものであります。しかし、それが地形的条件を最大の要件としたがゆえに、地形的要件は現在に至るまで基本的には変化をしておりませんから、その地形的要件とそれ以後の政治、経済、文化的条件との絡み合いの中で、現在まで生きている部分と生きていない部分と申しますか、あるいは途中で三河の国なんていうのがあったのという、そういう時期も含めまして、その展開を遂げてくるわけでありまして。

愛知県ということ言えば、資料の地図にございますように、すべての道は名古屋に通じるというような表題をつけておきました。これは、地形の制約から愛知県内の江戸時代の主な道

路、これは現在でも基本的に変わらないわけでありまして、名古屋を中心とする放射状の街道と、三河の場合にはその表現の仕方がないもんですから、はしご型と言っておきましたけれども、三角形に南北にはしごが、横倒しの三角形に南北にはしごの段がかかっているような、そんなふうに見えるからあえてはしご型という、そういう表現を交通路にしておいたわけですが、三河の場合には川が南北に流れている、その川沿いに南北交通の道筋がつくられているという形になっているわけでありまして。間に広大な三河山がございまして、これを横切ることが非常にしにくいところから、実は三河の国は最初から三河の国ではなくて、国が2つあったのであります。

月、火とちょっと東京出張して帰ってきました、豊橋の駅におりましてずっと名鉄の方へ歩いていきまして、ふっと上を見ましたら、「ようこそ穂の国へ」といった看板がかかっています。穂の国。東三河、豊橋を中心とした地域を指して穂の国という言い方が、これは古代の言い方でございます。701年の大宝律令の段階で穂の国と三河の国が合併して三河の国ができたというのが三河の国の成立でございます。簡単に言えば、豊川水系の地域と矢作川水系の地域とがあって、それ以前は、一緒にされる前は別の行政単位だったというふうに言えるわけでありまして。

この合併の際に、三河の国の中心となる国府、国衙という今風に言えば県庁が置かれて、県庁所在地が国府であります、それは宝飯郡、「穂」を「ほお」と発音し、後にどこかで間違っただけで宝飯になったんだと言われておりますが、その穂の国に置かれた、これが三河の政治中心でありました。一般に、国府は都に近い地域に設けられるのが全体的傾向でありますけれども、三河の場合にはあえて都から遠い東に持っていかれたのであります。その時期の政治的条件によると思われまして。

927年に成立した延喜式という書物の中では、郡が8つあって、上国である、大、上、中、小、その上国だ、都からの距離で言うと近国だというふうには三河はとらえられておりますが、その古代における三河の自己認識といえますのは、905年に三河の国司が太政官、今風に言うと内閣に申し出て、そうしてその内閣側の命令が出た中に引用されております三河の自己規定というのは、「田地狭小、山野眩遠」。田畑、特に田んぼが少ない、未開墾の土地がずっと広がっている、それが三河の自己認識であった。これは東も西も基本的に変わりなかったんじゃないかと思われまして。現在でこそ岡崎平野だの豊橋平野だのという言い方をいたしまして、それなりの広がりを持った田園風景というのが、かつてずっと東海道線に乗っていきますと広がっていたところが目についたわけでありましてけれども、例えば岡崎の付近にいたしましても、矢作川の流域にしましても、実際の開発というのは江戸時代になってからのことでありました。したがって、ここの田地狭小、山野眩遠という自己認識は、基本的には正しかっ

たと言えるわけでありませぬ。

それはずっと変わらないところございまして、節用集という、16世紀の前半には成立していたとされる一種の百科事典でございますけれども、そこに出てくる三河は、山川が多く、しかも川が浅くて1尺しかない、川は1尺だと、川の水はですね。ゆえに「五穀実の熟さず、国乏し、下々の小国なり」。要するに、江戸時代以後の三河の産業基盤である農業の中心となるべき平野が全然開発されていない状況だったというのであります。それに比べると尾張は、ちょっとこれは意味がとれないところもあるんですが、とにかく「地厚く土肥ゆ、里多し、日本国にすぐれたるなり、大上国なり」という表現で、三河と尾張の自己認識の差、同時代の人たちの地域の見方の差をあらわしているところでありませぬ。

このような違いを持った国が、やがて近代に合併するわけでありませぬから、一つの行政単位になるわけでありませぬから、さまざまな問題が起こってくるわけでありませぬ。自然条件の差は、荘園という土地の開発のあり方にも違いをもたらします。尾張の場合には8世紀ころから既に小規模ながら地域の有力者による開発が進んでいって、荘園も規模が小さいわけでありませぬが、たくさんできてまいります。三河はずっと遅れまして、11世紀くらいにならないと開発が始まらず、しかも海岸の伊勢神宮に魚とか農産物等を納める、そういうごくごく規模の小さい荘園を除きますと、例えば現在で言いますと東加茂郡、東加茂郡は合併してなくなりましてたけれども、東加茂郡全部、しかも旧稲武町を含むあたりまでが一つ足助の荘という大荘園、しかし大荘園と言いますけれども、田畑になるところ、特に田んぼになるところはどの程度あるかといいましたら、御存じのところございませぬ。それから、その東加茂郡を全域抱え込んだ大豊田市、あそこは旧西加茂郡でありますけれども、旧西加茂郡は高橋の荘といひまして、これも旧西加茂郡、三好がちょっと入りませぬでしたけれども、それから旧、30年合併の段階で含まれた上郷町、高岡町は、これは郡が違いますが、それを除く豊田市域というのは、合併以前の豊田市域というのは、これは高橋の荘という一つの荘園でありました。これは大体天皇家関係者が設定して、新しく開発をやるぞという、しかしどの程度開発ができるか、これはもう非常に疑問の地域であります。開発というのは基本的にはまず水田の設定ということでありませぬ。そこに見られるように、随分条件が違う地域であったということでありませぬ。

そういうものを反映した資料がこの人国記という書物であります。16世紀の中ごろ、一説によれば武田信玄に、ある学者が、天下をとるためには全国を知らなきやいけぬ、それぞれの国の特徴はどんなものかという講義をした。それを記録したものがこの人国記だということになっております。これは真偽のほどは確かめようもございませぬ。それをさらに元禄時代になりまして、若干追加をいたしまして、一般に売り出しました。その活字本を引いておいたわけでありませぬが、非常にわかりにくいんですけど、簡単に申せば、尾張の人と尾張の風俗と

というのは「進み走るの気強くして、善を見ても悪を見ても、その方へ移り染まること速し」、これと思っただらぱっと行ってしまふ、いい方でも悪い方でもみんなそんなふうに行動するのが尾張人の特徴だと、行動パターンだというのであります。しかし、それがなかなか定着せずに、流れが変わるとまたずっと別の方へ行ってしまふ。それが尾張人の気風だというのであります。しかし、そう悪いことばかりでもないよという説明があって、終わりの方に「然らば中の風俗の国といふべし」、中くらいだよという、そういう評価がここではされております。

それに対して三河は大分違いまして、三河の人は背が低いという、そういう話が冒頭に出てまいります。事実かどうか、私は三河生まれではありませんので、確定はできませんが、「その言葉卑しけれども、実義多し。事を約して遂げざることなし」、まじめで約束したら必ずそのとおり実行するんだというわけであります。うそはつかない。しかし、「偏屈にして、我を立てて、人の言を聞きいれず、これによりて、命を捨つるものも間々これあり」、非常にくそまじめなんだけれども、その結果自分の主張にこだわって、遂にはけんかをして死んでしまうという、そういう人間も時にはいるよという、そういうふうな言い方になっているわけでありませぬ。

実は、ここに表現されているような言い方、16世紀の中ごろから始まってくる言い方は、その下にございます明治15年、1882年になりますか、のころに起こりました額田県再置運動あるいは三河分県運動などと呼ばれておりますけれども、そのときに、尾張と三河は大体一緒になるべきものじゃない、本来一緒になるべきものじゃないんだという、その言い方の中に結局生きてきているわけであります。

後半の方にありますが、地勢をもってこれを言うならば、尾張の国は平らなところだと、三河は山がちだと。地味は尾張はよく肥えているけれども、三河はそうではないと。その後、人情をもってこれを言わば「尾は慧敏にして着実なし」、つまり非常に理解が早いけれども、着実ではない。人国記が言っていたと同じようなことを明治になっても言っております。「三はこれに反して愚直にして頑固に近い」、これも人国記のほぼ言っていたとおりであります。これがさらに風俗になると、尾張は華美を好み遊技を好む、三は甚だ素朴にして労力をいとわず云々、人国記が言うところと、それをもとにして描いたのか、実際どこまで、つまり分県運動という、尾張と三河は分離しようという、そういう運動の中で昔の言い方が取り上げられたのか、これは非常に問題なところではありますが、残念ながらこれを投書いたしました、そして当時の愛知新聞に載せられたこの人物はペンネームでありまして、どこの誰かが全然わかっておりませぬ。したがいまして、実感に基づくものなのか、もっと種があって言っているのか、きっと人国記あたりを種にして言葉を相当程度明治風に、文明開化風に言いかえて言っているところがあるのじゃないかと思われませぬ。

このような実際に中世の三河の姿が、そのまま明治まで持ち続けられたとは思われないところがありますけれども、とにかく近世、江戸時代の三河というところは、レジユメで申しますと分散型三河と書いておきました。この分散型に対して一極集中型尾張という表現があります。これを先に申し上げた方が三河の分散性というものがよく理解いただけます。

御存じのように尾張名古屋にはお城が1つ、あともう一つ尾張国内にお城がありまして、尾張の城というのは、近世の尾張の城というのは御存じのとおり2つでございます。シャチが上がっているところと日本最古の天守閣という言い方がある犬山城であります。そこにおりました殿様というのは、尾張の殿様、これはずっと徳川家が関ヶ原合戦の直後から廃藩置県まで変わることなく続いております。犬山は、途中でちょっと変更がありますけれども、それでも成瀬家が、後半の200年ほどは成瀬家がずっと犬山、関係する殿様というのは基本的には2軒しかないというところであります。それを11の代官所に分けて分散支配をしていたわけでありまして。犬山藩というのがありましたけれども、犬山藩の方は、税金を取るとき、年貢を取るの大体尾張藩の組織に乗かって、独自の農村支配をほとんどやらなかったと言われておるくらいでありますから、言ってみれば名古屋藩、尾張徳川家が尾張一國を支配していたということになる。これが一極集中型というゆえんであります。地形的なものであると同時に、政治的なものでもありますこの道路の主な街道の設定というのが、尾張郡においてはすべて名古屋に通じているというパターンは、ある意味で当然のことでもありました。

それに対して三河というのは、近世の三河というのはとんでもないところでございます。徳川家康はこの岡崎から始まりまして、やがて西三河を統一し、それから1570年くらいのころまでにほぼ東三河を統一し、それから東へ東へと大きくなっていくわけでありましてけれども、三河一國が一人の大名によって支配された時代というのは、その家康が1570年ごろからほぼ三河の統一を完成させて、ただしこれは今の先ほど言いました高橋の荘と呼ばれた地域を除いてであります、ほぼ三河を統一支配した大名がおりましたのは、1570年から1590年、家康が江戸へ移るまで、この間だけが一國を統一的に支配する大名がいたのであります。

江戸時代どうなったかといいますと、城が6つありました。そこに藩、大名家として入ったのが18藩あります。藩として1万石以上の領地を持った単位ができましたのは18、大名家は53家が入っております。吉田、今の豊橋ですが、ここは大名が10回変わっております。この岡崎は4回でありますけれども、吉田が10回、刈谷、西尾がそれぞれ9回、それぞれの地域後半の100年ほどを除いて、それ以前は目まぐるしく大名が入れかわる地域だということになります。さらに、そのほかに他國に本拠を持っている藩の領地が幕末には6つあります。それから、城はないけれども、1万石以上の大名がいる、それがやはり幕末で7カ所あり

ました。今地名を見てもどこかわからないようなところがあります。一つ注目しておくべきは寺部、これは地図に挙母の、挙母というのは豊田の前名でございます。念のために申し添えますが、その挙母から矢作川を挟んで東側に寺部というところがございます、寺部を中心とした約1万五、六千石の領地というのは、これは国内は三河ですけれども、尾張藩の一部、尾張藩に準ずる位置で、尾張藩の石高で言うと大体七、八番目くらいになりますか。渡辺半蔵家という有力家臣がありまして、これが寺部に陣屋を置いて三河国内に領地をもらって、扱いはしかしこれは尾張藩扱い、そういう地域を含めまして、1万石以上を単位とする大名がいたということであります。

そのほかに、幕府の代官所が赤坂、現在の音羽町です。そこに一つ置かれておりました。それから、交代寄合といひまして、旗本でありながら参勤交代をする家が3つありました。それから、江戸におりまして三河に領地を持っている旗本が、幕末には85人おります。これもそれぞれの村へ行くと殿様であります。

それから、三河の特徴であります、神社やお寺で徳川家と関係が深いということで領地を朱印、將軍の印鑑、朱肉で押した印鑑をもらった朱印寺社というのがございました。これが200以上、大体上は700石から下は2斗5升なんていう、田んぼ何坪分でしょうか。それでも將軍からきちんと領地として支配を保證されている、そんな分まで含めまして、そういう状況でありました。ですから、政治的統一というのはあり得ない地域、存在しなかった。もちろんその三河山地を挟んで東三河、西三河、近世になりますと、それぞれ吉田と岡崎を中心としましたそれなりの地域開発が行われていきますけれども、しかし山間の小平地までを含んだ地形条件もあって、さらにこのような分散型の殿様と言われるものが、年貢を取るものを全部殿様という表現をすれば、約300、年貢の納め先がある。広い場合には1カ村で4人も5人も領主がいるという、そういう地域だったということがございます。ですから、三河の政治的統一というのは、その意味ではあり得なかった。

ただ、政治的統一があり得ないけれども、三河は三河としてそれなりに大きくは東と西で動いていたというふうに言うことができます。これは地域の連帯ということで、城下町、在郷有力商人が主体だという言い方をしておりますが、その具体例としてちょっと挙げておきましたのが、岡崎の伝馬町に国分家という、塩問屋、たばこ問屋、穀頭取、穀物問屋がありました。ここに3代にわたる文人がいて、全国に名をそれなりに知られていたところではありますが、わずかにここでは地域を越えた婚姻関係の例をちょっと挙げておきましたけれども、実はこの国分家もその一人でありました岡崎の塩問屋というものが持っていた権限のありようを見ると、この殿様よりも岡崎の商人の方が強い権限を持っていた実例を知ることができるのであります。岡崎には7軒の塩問屋がありまして、これが西三河地域における塩の専売権を持っており

ました。仕入れの独占と販売の独占であります。大体三河沿岸の、今で言うと一色町、吉良町、それから蒲郡市に塩田地帯がかつて広がっておりました。そこから、そこで生産された塩は、たとえ生産者であっても直接消費者または小売業者に売ることはできない、すべての塩はこの岡崎の塩問屋7軒に販売しなければならないという、問屋の方からいえば、これは仕入れ独占であります。それから、その先が仕入れた塩を、これを塩の生産されない、される地域も含めて西三河から信州にまで売っていくわけですが、この販売独占もきちんと主張され、実際に江戸時代においては守られておりました。しかも、それは岡崎藩の領地だけではなくて、この入り組んだたくさん存在する小さな城下町、旗本の領地、幕府の領地、天領、それらすべてにこの販売独占、仕入れ独占と販売独占は適用されました。もめごとが起こると、それからもう一つ、塩の運送、単に販売だけでなく、塩の運送に対してもきちんと管理を行っておりました。基本的には矢作川を上下する塩船、塩を積荷とする川船、これの統制権は岡崎の塩問屋、塩座が握っておりました。具体例が幾つもございますが、例えば安城、安城というところは城という字がつきますから、あれ城下町だと思っているというおもしろい話を聞いたことがあるんですが、全然関係ないんです。久永家という旗本の領地だったところなんですが、その住人が岡崎へ塩を売りにきた。それらを摘発しまして、岡崎藩以外の人間が塩を売ってなぜいけないんだという問題になりまして、最後は江戸まで持っていかれて、幕府の評定所というところで裁判ざたになりまして、領主が違うもんですからそういうことになりました、そのときに岡崎側は何を主張したかという、これは家康様が1575年に、すべての塩は岡崎の塩屋の専売にするという、そう決めたんだから、そのとおり我々は実行してるんだという、遂にそれが通ってしまったわけです。そういう仕組みになっていたのであります。

これは尾張藩にも適用されまして、先ほど申しました寺部の渡辺家の陣屋に塩を運び込もうとした塩船が差し押さえられて、結局それは塩船が認められなかったという事件もありました。あるいは、尾張藩の御用船という、船印を立てて、公式の証明書を持って半田から酒とか酢とかしょうゆとか、それから海産物、それから塩を積んで挙母、寺部まで行こうとした船、これを矢作橋の下で差し押さえまして、2隻差し押さえまして、それこそ大問題になったことがございます。1822年の事件であります。塩を300俵ということでありました。

親藩の尾張藩を相手に岡崎の塩問屋7軒が結束いたしまして、尾張藩の方はそういう塩を売らせない、流通を認めないというのは一体根拠はどこにあるのか。家康の許可状があるというならそれを見せるということをお願いいたします。それから、決着がつくまで、現物はどうしても差し押さえるというなら仕方ないけれども、それは預けるから、預かるという預かり証を出せというようなことで、お互いのやりとりが一月以上続きます。結局最終的に先ほど申し上げた江戸まで持っていった先例、それを振りかざして、大体その家康の許可状は絶対に見せられ

ない、それは見せられない。それから、販売は認めない。塩はすべて乙川塩と書いてあったようですが、乙川産の、半田の乙川産の塩であります、これは全部差し押さえて、そうして差し押さえた塩はどうするかというと、事件が起こった場合はすべて岡崎の塩問屋が一手に買いつける、ほかには絶対に売らせない、とにかく岡崎の塩問屋を通さないと塩は西三河、どこまでという範囲設定は非常に難しいんですが、要するに西三河から信州までの地域では、岡崎の塩問屋を通した塩以外は販売できないという仕組みをつくっていくわけであります。

ですから、そういう形での地域のつながりというのは、政治的な分散性とは全く違った形で存在した。その象徴が矢作川の川船と、それからこの地図では七里街道といったような言い方をしております。表現がありますが、三河で言うるとこれは、岡崎から言うと足助街道と言ったり、足助の方から言うと岡崎街道と言ったり、それからさらに山越えしてどんどん行って信州へ行きますので、信州街道とか、中馬という馬の背中で荷物を運びました。川港で塩を揚げて足助へ持っていきまして、足助の塩問屋で塩を受け取って、それを再包装し直して馬の背に積んで信州へ運んでいく。帰りにたばこだとかいろんなものを、特産物を積んで帰ってくると、そういう運送機関があったわけであります。中央線ができるまで、今の愛知県から信州へ行く道筋というのは、俗に塩の道などと言ってもはやされておりますけれども、中央線ができるまでは物資は基本的にこの足助を経由する道と、それからもう一つ豊川をさかのぼっていく道、伊那街道と呼ばれる街道がありまして、そのいずれかで山間地域に運ばれたということがあります。

そんな分散型三河が一つにまとまろうとした時期が明治になってやってまいります。第2次廃藩置県と呼ばれるもので、愛知県ができるわけではありますが、そこへ額田県という三河全体を領地とした県が合併されるわけであります。1872年11月のことあります。愛知県に額田県が合併されて現在の愛知県になっていくと。ところが、その後大きく3期に分けて三河分県論、政治的体制としては額田県再置運動という形で、愛知県になって廃止された額田県をもう一回復活させる、再び県を置くという運動になってあらわれてまいります。第1期に関しては詳しいことはほとんどわかりません。第2期は、県会議員であります、当時の県令というのは、知事というのは議会が決めても全然それを受けつけない、拒否権が非常に強くありまして、とにかく経済というのは税金の使い方ですね。これを尾張と三河で別々に地方別で使おう、とって使おうみたいなことを考えたんですが、県会は認めただけで知事は拒否ということでありました。第3期に非常に大きな運動が起こるわけではありますが、2万人から3万人以上の署名がなされて、帝国議会に持ち込まれたわけではありますが、最終的にはここに額田県再置に関する法律案というのが提出されて、それには要するに愛知県のうちの旧三河の国の部分を分けて額田県を置くという、その県庁は当時の額田郡岡崎町に置く、これが第1条であ

ります。第2条は、その他細かいことは内務省令で定める、第3条は実施時期、明治25年、1892年4月から実施するという、そういう3カ条の法律案をつくりました。しかし、尾張郡の議員からの反対がありまして、これは結局、今風に言うと委員会審議に入ったところでおしまいということになってしまうわけでありまして。

そういうものが起こったことに対しては、上からの線引き、一方的線引きで県をつくった。したがって、愛知県、額田県に限らず幾つかの県でこの分割再置運動というのがありまして、最初、一番最初の廃藩置県のときは3府302県ありました。これが第2次合併で3府72県になり、やがてその後3府1道43県という体制になっていくわけでありまして、その間に一度合併できた県が実際に分離した。奈良県は大阪府に含まれていましたが、奈良県は奈良県で独立したとか、香川県が徳島県に入っていたりしたんですが、あれも旧讃岐の国が一国独立をして一県になった、そういう先例があるもんですから、三河県も、三河県とは言いません、額田県ですね、をつくれという要求が出てきたわけでありまして。

いろいろな意義がありますが、どうもこの三河というのが再度強調されるのはこのときになって、江戸時代の三河というのはまとまりがあるようなないような、家康の許可状も西三河だけでは通用したようですが、東三河の塩までは支配ができなかった、そんなところでありました。ですから、三河が三河として強調され、意識されたのはひょっとしたら明治になってからなんじゃないのか。しかし、その三河も、さあ実際に道州制等々の関連で三河に、三河を一つの単位にしようということになると、うまくまとまるんでしょうかという、今風に言うと中核市が岡崎と豊橋と豊田ですね。さあどこへ新しい、まさか国を復活するわけにはいきませんから、しかし三河県とも言えないし、何というあれになりますでしょうか。名古屋事務所、尾張事務所、三河事務所ですか、何とかそんな名前が工夫されるんでしょうが、さあその三河のどこへ置いたらいいか。そうすると、先ほどの穂の国じゃないけれども、穂の国か、旧ずっと大昔の三河の国かという引っ張り合いになるのかもしれない。

もっとも私は車がやれない、身体的条件から車をやらないんですが、三河地域での言い方はすべての道路はトヨタの工場に通じているという言い方がございます。ですから、ひょっとしたら豊田に三河総合庁舎ができておかしくないのかもしれないなあと思いながら、本当に今日は、歴史的に三河といってもなかなかまとまりが見つからないところですよという本論の前置きのお話をさせていただきまして、終わりにさせていただきます。